

この投稿は、学会の見解を示すものではなく個人の責任においてなされたものです。一切の責任は、投稿者本人に帰するものとします。

2008.01.21

荒芝伸正氏の「ちょっと一言」に関する行政の責任

星川欣孝

荒芝伸正氏が「ちょっと一言」欄に投稿された「事業者の顔が見える化学品安全をめざして REACH は事業価値向上のヒントをあちこちに秘蔵していると思ったこと」において述べられた以下のことは、日本の産業界が直面している共通の事態ではないだろうか。これらの記述から想定される状況は、化学物質の包括的管理体系を REACH で具現した行政の論理・行動や事業者の管理の指向が日本の実態と全く異なっているということです。

日本の多くの化学品事業者は、既存化学物質の安全性試験を独自に実施し知見を蓄積するという実績が乏しかった。

そこでわれわれが採れる手段は、専門的な知識と試験データに関する評価能力を有する在欧の試験機関に業務委託し、併せて REACH が定める唯一の代理人にも指定する。

ところが向こうの同業者に言わせると「ラボはラボであり、本来彼らは試験の実施と、せいぜい当局への登録申請業務を代行するのが本業であろう。」

SIEF では事業者ならではの知識と経験がものをいう場面が想定される。

販売生産戦略は自身で実施するもの、化学品安全はコンサルタント任せという姿勢では明らかに事業価値の損失を招くものではないか。

事業者自身の顔を持って SIEF に出て行けるくらいの機動力をもたないと、わが国化学産業のグローバル化はおぼつかなくなるのではないか。

化学品事業者がこうした事態に陥り続けている原因はいくつか考えられます。しかし基本的なことは、日本の化学品事業者の多くが“レスポンシブル・ケア”という自主管理の理念に基づく主体的管理を実質的に構築してこなかったことおよび行政が当事者の主体的管理を前提として現行の法律制度を使い勝手の良い包括的な管理体系に変革することを怠ってきたことに起因するのではないかと考えます。ただし、事業者の管理指向が法律規範を与件として定まることを考えると、こうした事態に陥っている責任は、役割や指向が異なる当事者間の協議・協働が強く求められるようになった時代変化に合わせて論理・行動を変えることを怠ってきた行政の姿勢に問わざるを得ません。

マスコミ情報によると、近々関係3省は化審法の見直しに着手します。今回の見直しによって荒芝氏が指摘されたような日本の現況が方向転換することを期待しますが、どの程度転換するかは当局がどんな論理、どんな方針の下で見直しを行うかに掛かっています。言い換えると、関係3省の合同審議が従来の審議会手続きを踏襲して、化審法に特化した問題認識や見直しの方向性に限定して短絡的な論議を展開すれば、複数の法律に分散した管理制度の統合化による管理能力の抜本的強化は論点にならず、事業者に国内向けと国外向けの二重管理を強い続ける結末になるに違いない。こうした結末を避けるためには、法律の見直しに先立って関係者と化学物質管理の現状の問題点を包括的に論議し、見直しの視座や方針を関係者で共有する手続きが欠かせません。行政および産業界がモデルと考える REACH の体系は、こうした手続きを経て長年かけて構築されてきたことをこそモデルにする必要があります。こうした手続きは国際的に推奨されるベストプラクティスであり、行政手続きに取り入れるべき課題となって久しい。

この資料の一部または全部を著者に無断で転用することはできません。